

主任技術者・監理技術者の専任義務の緩和について

建設工事に置くことが求められている主任技術者又は監理技術者について、請負金額が一定金額以上の場合には、工事現場毎に専任で置くこと（建設業法第26条第3項）とされていますが、今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定以上の要件に合致する工事に関して、兼任を可能とします。（建設業法第26条第3項、第4項）

詳しくは国土交通省の発表する、監理技術者制度運用マニュアルをご確認ください。

【監理技術者の緩和要件】（専任特例2号）

- ・監理技術者を配置することが求められる工事において、専任の監理技術者に代わり、「監理技術者補佐」を配置することにより、監理技術者は、専任の必要がなくなります。
- ・監理技術者補佐となるためには、主任技術者の資格を有する者（法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要になります。

【工事現場ごとに専任すべき技術者の緩和要件】（専任特例1号）

・公共性のある工作物に関する請負代金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の工事に設置される技術者（主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐）は、元請、下請の区別なく工事現場ごとに専任の者でなければならず、他の工事現場との兼務はできません。ただし、兼務する工事現場が同行政区域内で、以下の要件を全て満たす場合は2案件まで兼務することが可能です。

- ① 請負金額1億円未満（建築一式工事は2億円未満）
- ② 兼務できる工事現場は2案件まで
- ③ 兼務する工事現場間を1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内
- ④ 下請次数が3次以下
- ⑤ 連絡員の配置（技術者との連絡に必要な措置を講ずるための者を配置）
- ⑥ 施工体制を確認する情報通信技術の措置
- ⑦ 人員の配置を示す計画書の作成、保存等
- ⑧ 現場状況の確認のための情報通信機器の設置

【その他】

- ・工事現場に配置する技術者は、請負者と3箇月以上の雇用関係にあること。

【問い合わせ先】

群馬東部水道企業団 総務課 契約係

TEL：0276-49-5766 FAX：0276-48-1109